平成２２年（フ）第１４３０号
東京都羽村市富士見平２―18―11パールイン富士見平101号室、住民票上の住所東京都羽村市神明台３丁目25番地29福平様方
債務者　持田　優子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５３４号
東京都羽村市神明台３丁目23番地１都営神明台３丁目アパート６―303
債務者　持田フヂ子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６８１号
東京都立川市高松町２丁目６番９号
債務者　佐々木一仁
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９１４３号
大阪市淀川区東三国３丁目11番24―701号
債務者　小湊　敬済
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２０６号
大阪府東大阪市岩田町５丁目２番27―101号ユニライフ若江岩田
債務者　大田　　樹
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４４１号
大阪府高槻市登町19番Ｂ16―310号
債務者　川端　良子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８号
島根県益田市久々茂町イ1284番地８
債務者　花本さつき
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月24日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第１７１号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字西松島286番地19
債務者　神　　愛子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月10日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１７２号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字七ツ石町36番地
債務者　齋藤枝理子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月10日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１８０号
青森県つがる市木造桜川３番地35　桜川荘108号
債務者　成田　　満
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月10日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１６４１号
東京都西東京市栄町１丁目９番12号メゾン本橋101号
債務者　佐々木多一
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６７１号
東京都東村山市久米川町２丁目31番地６メゾンホークロード303
債務者　滝田　勢寿
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７４７号
東京都東久留米市前沢５丁目31番15号センチュリー大和103
債務者　佐藤　佳之
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６８５号
神奈川県大和市中央林間６丁目12番15号コートパーシモン205
債務者　畑中　　剛
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６３号
島根県浜田市黒川町3745番地３
債務者　田村　國宏
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月28日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部